

(整理番号 2603)

令和 8 年度長野地方最低賃金審議会 運営問題小委員会

議事要旨

開催日時	令和 8 年 7 月 13 日 9 時 56 分～11 時 00 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
○主な審議事項 1. 長野地方最低賃金審議会運営問題小委員会運営規程について 資料番号 No. 3 の運営規程のとおりとなった。 2. 令和 8 年度長野地方最低賃金審議会の運営方針について 「長野地方最低賃金審議会の運営について（報告）（案）」が作成され、承認された。 （案）の内容 1 長野県最低賃金について （1）発効は、10 月 1 日を目途に審議する。 （2）結審は、審議会令第 6 条第 5 項を適用しない。 2 特定（産業別）最低賃金について （1）発効は年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とする。 （2）第 1 回の専門部会は全業種の合同部会とする。 （3）各専門部会は 3 回を目途で結審とする。 （4）結審は、全会一致に限り審議会令第 6 条第 5 項を適用する。 上記について承認され、当小委員会から長野地方最低賃金審議会へ報告されることとなった。			